

指定通所介護及び  
札幌市通所型サービス

# 利用契約書

利用者： \_\_\_\_\_ 様

社会福祉法人 彩世会  
コスモス苑デイサービスセンター

# 指定通所介護及び札幌市通所型サービス 利用契約書

## 利用規約書

- 第1条 目的
- 第2条 契約期間
- 第3条 通所介護の提供場所
- 第4条 サービス計画書の作成・変更
- 第5条 個別機能訓練計画の作成・評価
- 第6条 サービス提供の記録
- 第7条 料金
- 第8条 サービスの中止
- 第9条 契約の終了
- 第10条 秘密保持
- 第11条 事故発生時の対応
- 第12条 緊急時の対応
- 第13条 連携
- 第14条 相談・苦情対応
- 第15条 本契約に定めない事項

重要事項説明書

個人情報使用同意

様（以下「利用者」という）と社会福祉法人彩世会（以下「事業者」という）において、コスモス苑デイサービスセンター（以下「事業所」という）の利用に関し、次の通り契約を締結する。

（目的）

第1条 事業者は介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう通所介護サービス及び札幌市通所型サービス（以下「サービス」という）を提供し、利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から利用者の要介護認定期間満了までとします。ただし、契約期間満了日の2日前までに利用者から契約終了の申し出がない場合には、契約は同じ条件で更新され、以降も同様とします。

（サービスの提供場所）

第3条 サービスの提供場所は、次の通りです。

事業所名	コスモス苑デイサービスセンター
所在地	札幌市豊平区月寒東4条10丁目8番30号

（サービス計画の作成・変更）

第4条 （1）事業所は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画に沿って通所介護計画書及び札幌市通所型サービス計画（以下「計画」という）を作成します。

（2）事業所は、この計画の内容を利用者及び家族に説明し、利用者から同意を得たうえで、サービスを提供し、この計画書を利用者に交付します。

（3）事業所は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定するサービスの目的に従い、計画を変更します。

- ① 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該計画を変更する必要がある場合
- ② 利用者が、サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合。

（4）前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の担当介護支援専門員等に連絡するなど必要な援助を行います。また、変更計画を作成した際には、初回計画作成時の手続きと同様の手続きを行います。

（個別機能訓練計画の作成・評価）

第5条 （1）事業所は、利用者が個別機能訓練を行う場合には、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、この計画の内容を利用者に説明し、この計画に基づき計画的に機能訓練を行います。

（2）事業所は、個別機能訓練計画に基づいて行った個別訓練の結果、実施方法等について評価を行い、3ヶ月後に1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し記録します。

(サービス提供の記録)

- 第6条 (1) 事業所は、毎回のサービス終了時に、サービス提供記録書(以下「記録」という)に提供したサービス内容を記録します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに目標達成の状況等を記録するとともに、利用者に説明します。
- (3) 事業所は、この記録を契約終了後5年間保存します。
- (4) 利用者は、この記録を閲覧することができるとともに、実費負担により、この複写物の交付を受けることができます。

(料金)

- 第7条 (1) 利用者は、サービスの対価として、厚生労働大臣が定める基準により、札幌市及び当該保険者が定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計金額を支払います。なお、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用することとします。
- (2) 事業者は、当月の料金の合計金額を記載した請求書を翌月10日以降のご利用日に利用者に請求します。
- (3) 利用者は、当月の料金の金額を翌月20日までにいずれかの方法で支払います。ただし、土曜日又は日曜日もしくは祝日の場合は、翌日又は翌々日とします。

- ①引き落とし      ②振込み      ③現金での支払い

(サービスの中止)

- 第8条 (1) 利用者は、事業所に対して、当日の朝8:00までに電話等により連絡することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- (2) 利用者が当日までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して、料金の全部または一部を請求することができます。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合、この限りではありません。
- (3) 事業者は、利用時に利用者の体調不良等の理由により、サービス提供の実施が困難と判断した場合、中止することができます。この場合は、サービス計画に位置付けられていたサービスが概ね提供されていた場合は、計画に沿った単価で請求を行うことができます。

◎キャンセル料について

① 当日8:00までのご連絡・・・ 食費 0%

② 上記以降のご連絡・・・ 食費 100%

※基本利用料についてのキャンセル料は発生致しません。

※上記(3)の場合、飲食の有無に関わらず食材料費も請求致します。

(契約の終了)

- 第9条 (1) 利用者は、事業所に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

- (2) 事業所はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- (3) 事項に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ①事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ②事業所が守秘義務に反した場合
  - ③事業所が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、事業者が倒産した場合
- (4) 次の理由に該当した場合は、事業所は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ①利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
  - ②利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気などにより、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
  - ③利用者またはその家族が事業所やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背徳行為を行った場合

## △暴力行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントに 該当するとみなされる行為の具体例△

- 1) 身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為
  - ・物を投げつける
  - ・唾を吐く
  - ・服を引きちぎられる
  - ・たたかれる、蹴られる
  - ・手を払いのける
  - ・手をひっかく、つねる
- 2) 精神的暴力：個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為(第三者に対して事実でないことを言う等も含む)
  - ・怒鳴る、大声を発する、威圧的な態度で文句を言い続ける。
  - ・特定の職員に嫌がらせをする。
  - ・理不尽なサービスを要求する。
- 3) セクシャルハラスメント：意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為
  - ・必要もなく身体を触る
  - ・あからさまに性的な発言をする
  - ・サービス提供に無関係に下半身を露出する
  - ・ヌード写真、アダルトビデオを見せる
- 4) 次の理由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ・利用者が介護保険施設または医療機関に入所または入院した場合
  - ・利用者の介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
  - ・利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

(秘密保持)

第10条

- (1) 事業所及びその従業者はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業所は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業所は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

(事故発生時の対応)

第11条

- (1) 事業所は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- (3) 事業者は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体財産等に損害を生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業所の故意または過失にならないような場合は、この限りではありません。

(緊急時の対応)

第12条

事業所は現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は家族又は緊急連絡先に連絡すると共に、速やかに主治医の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(連携)

第13条

事業所は通所介護の提供に当たり介護支援専門員及び保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携を務めます。

(相談・苦情対応)

第14条

- (1) 利用者は、事業所より提供されたサービスに関して苦情がある時は事業所、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- (2) 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、提供したサービスについて利用者から苦情申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応します。また、事業所は、利用者が苦情を申し立てたことを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- (3) 事業所の苦情相談窓口は、重要事項説明書に記載しています。
- (4) 事業所は、苦情の申し立てがあった場合は、次の手順によりその解決を図ります。

1. 利用者や従業者からの事情聴取により事実関係を把握します。
  2. 苦情に係る問題点を把握し、対応策を検討し必要な改善を行います。
  3. 利用者に対し調査結果や講じた措置の内容を説明します。
- (5) 事業所は、苦情の処理に際しては、必要に応じて市町村又は、国民健康保険団体連合会へ、その内容について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

(本契約に定めのない事項)

#### 第15条

- (1) 本契約に定められていない事項について疑義が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

以上の契約を証するため、本書を2通作成し署名、押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

#### 【事業者】

住 所 札幌市豊平区月寒東4条10丁目8番30号  
事業者名 社会福祉法人 彩世会  
電話番号 011-859-3311  
代表者氏名 理事長 山本 修司 印

#### 【事業所】

住 所 札幌市豊平区月寒東4条10丁目8番30号  
事業所名 コスモス苑デイサービスセンター  
電話番号 011-859-3380  
管理者名 管理者 佐藤 太一 印

# 指定通所介護及び札幌市通所型サービス 重要事項説明書

事業所はご利用者に対し指定通所介護サービス及び札幌市通所型サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただくことを次の通り説明いたします。

## 1. 事業者

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 彩世会          |
| (2) 法人所在地 | 札幌市豊平区月寒4条10丁目8番30号 |
| (3) 電話番号  | 011-859-3311        |
| (4) 代表者氏名 | 山本 修司               |
| (5) 設立年月日 | 平成14年8月12日          |

## 2. 事業所の概要

- |            |            |              |    |
|------------|------------|--------------|----|
| (1) 事業所の種類 | 通所介護事業所    | 平成15年10月1日   | 指定 |
|            | 札幌市通所型サービス | 平成29年4月1日    | 指定 |
|            | 北海道指定      | 第0170502256号 |    |

\*当事業所は、特別養護老人ホームコスモス苑に併設されています。

- |             |   |
|-------------|---|
| (2) 事業所の目的  | ご契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、通所介護サービス及び札幌市通所型サービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称  | コスモス苑デイサービスセンター   |
| (4) 事業所の所在地 | 札幌市豊平区月寒東4条10丁目8番30号  |
| (5) 電話番号    | 011-859-3380  |
| (6) 管理者氏名   | 佐藤 太一   |
| (7) 開設年月日   | 平成15年10月1日  |
| (8) 利用定員    | 34名   |

## 3. 事業の実施地域及び営業時間

- (1) 札幌市 豊平区、白石区、清田区、南区（一部地域を除く）
- (2) 営業日時・サービス提供時間

営業日	毎週月～土（ただし、12月31日～1月3日を除く）
営業時間	8：00～17：00
サービス提供時間	9：20～15：40

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護及び札幌市通所型サービスを提供する職員として、次の職員を配置しています。

職業	人員	指定基準	備考
管理者	1人		
生活相談員	3人	1人	2人は介護職と兼務
介護職員	9人	5人	
看護職員	2人	1人	シフトによる
機能訓練指導員	2人		シフトによる
管理栄養士	1人		介護老人福祉施設と兼務

\*職員の配置状況については、指定基準を遵守しています。

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所は、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 介護給付の対象となるサービスについては、通常料金の9割・8割・7割が介護保険から給付されます。

#### ★通常型通所介護費

6時間以上7時間未満

表記:単位

区分	介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要介護	介護1	584	1168	1752
	介護2	689	1378	2067
	介護3	796	1592	2388
	介護4	901	1812	2718
	介護5	1008	2016	3024

加算項目	1割負担	2割負担	3割負担
入浴介助加算 I	40	80	120
個別機能訓練加算 I イ	56	112	168
個別機能訓練加算 I ロ	76	152	228
個別機能訓練加算 II	20	40	60
科学的介護推進体制加算	20	80	120
サービス提供体制強化加算 I	22	44	66

\*上記の総単位数に10.14円を乗じたものが利用料金となります。

\*通所介護処遇改善加算 (I) : 介護報酬総単位数の9.2%を算定致します。

\*送迎料金は、サービス利用料に含まれます。

## ★札幌市通所型サービス利用料

表記：単位

サービス区分		1割負担	2割負担	3割負担	利用回数上限
支援 1	1回	436	872	1308	月3回まで利用
	月額	1798	3596	5394	月4回利用
支援 2	1回	447	894	1341	月7回まで利用
	月額	3621	7242	10863	月8回利用

加算項目	区分	1割負担	2割負担	3割負担
科学的介護 推進体制加算	支援 1.2	40	80	120
サービス提 供体制強化 加算	支援 1	88	176	264
	支援 2	176	352	528

\*上記の総単位数に10.14円を乗じたものが利用料金となります。

\*通所介護処遇改善加算（Ⅰ）：介護報酬総単位数の9.2%を算定致します。

\*入浴加算・運動機能向上加算・送迎料金はサービス利用料に含まれます。

### 1. サービスの概要

- ア. 入浴 一般浴槽もしくは機械浴槽を使用して入浴することができます。
- イ. 排泄 ご契約者の排泄の介助を行います。
- ウ. サービス時間に合わせてご自宅と当センター間を送迎します。

### 2. サービスの利用料金

利用料金は・別紙「利用料金表」をご覧ください。なお、ご契約者がまだ介護保険認定を受けていない場合は、利用料金全額をお支払いいただきますが、介護認定後は自己負担分を除く金額が払い戻されます（償還払い）。この場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供書」を交付します。

#### (2) 介護給付の対象とならないサービスの費用

- ① 食事代1日650円です。教養娯楽費必要時に予めおしらせします。
- ② 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。この場合事前に変更の内容・事由について変更を行う1ヵ月前までにご説明いたします。

#### (3) 利用料金の支払い方法

利用料金・費用は、1ヶ月毎に計算し請求します。月末締め翌月20日に引き落としをします。但し、20日が土曜日、日曜日、国民の祝日の場合は、翌日、翌々日とします。

お支払い金額は、自己負担額と介護保険給付対象外費用の合計額となります。なお、銀行引き落としが困難な場合は、ご相談下さい。

- (4) サービス利用の中止、変更、追加
- ① 利用予定日の前にご契約者の都合により、通所介護サービス及び札幌市通所型サービスの利用を中止、変更、追加することができます。サービス実施日の当日8:00までに事業所に申し出てください。
  - ② 利用予定日の当日8:00までに利用中止の申し出が事業所に連絡がない時には食事代650円かかる場合がございます。
  - ③ サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合他の利用可能日時を提示して協議します。

6. 苦情の受付

当事業所ではご利用者、ご家族様からの相談・苦情に迅速、適切に対応いたします。また、当事業所で解決出来ない場合は下記の行政・苦情受付機関に相談することができます。

(1) 当事業所の苦情の受付

電話、書面どちらでも受け付けております。  
正面玄関、デイ事務所向かえに意見箱を設置しています。

☆苦情解決責任者	管理者	佐藤 太一
☆苦情受付担当者	生活相談員	池田 歩美
	生活相談員	對馬 真理子

札幌市豊平区月寒東4条10丁目8-30  
社会福祉法人彩世会  
コスモス苑デイサービスセンター  
電話 011-859-3380

(2) その他の苦情受付機関

☆札幌市 保健福祉局 高齡保健福祉部高齡福祉課	札幌市中央区北1条西2丁目市役所本庁舎3階 電話 011-211-2972
----------------------------	--

☆北海道福祉サービス運営 適正委員会	札幌市中央区北2条西7丁目かでの2.7 3階 電話 011-204-6310
-----------------------	---

☆北海道国民健康保険団体 連合会	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 電話 011-231-5161
---------------------	--

7. 事故の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、市町村、家族、担当介護支援専門員等へ連絡など必要な措置を講じ、事故の状況や、事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合損害賠償を速やかに行います。  
そして、事故の原因を解明し、再発防止のため対策を講じます。

8. 緊急時等における対応

サービス提供中に利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた場合は救急要請をします。また、ご希望がある場合には主治医に連絡を行う等適切な措置を講じます。

9. 非常災害対策

防火管理者を定め非常災害に関する防災計画を作成し非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行います。

10. 提供するサービスの第三者評価実施状況

未実施

令和 年 月 日

指定通所介護サービス及び札幌市通所型サービスの提供に際し、本書面にに基づき利用規約及び重要事項の説明を行いました。

コスモス苑デイサービスセンター

説明者職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいてコスモス苑デイサービスセンターの利用規約・重要事項説明書について説明を受け内容を了承し、利用契約を締結します。

【利用者住所】

札幌市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

利用者氏名 \_\_\_\_\_

代筆者氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

# 個人情報使用同意書

## 【個人情報】

### 1. 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービス提供するために実施される、サービス担当者会議、介護支援専門員と事業所との連絡調整において必要な場合。

### 2. 使用する事業者の範囲

居宅サービス計画に定められた事業者

### 3. 使用する期間

コスモス苑デイサービスセンターとの契約開始から終了の日まで

### 4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないように細心の注意を払います。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録します。

## 【肖像権】

当施設のホームページ・パンフレット・ブログ・施設内研修・掲示物広報誌等において、ご利用者の映像・写真を使用させていただく場合がございます。使用につきましては下記を選択、ご記入ください。

同意する

同意しない

私（利用者及び家族）は、上記【個人情報】 1. 2. 3. 4 の目的、範囲、期間、条件について使用を同意します。

【肖像権】については、上記選択の通りとします。

令和      年      月      日

利用者氏名 \_\_\_\_\_

家族氏名 \_\_\_\_\_